

令和8年

3月農業委員会総会議事録

■日時	2025年（令和8年）3月13日（金）14：30～15：15	反訳：株式会社 会議録研究所
■場所	和泉市役所 本館 5-A会議室	
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（13名） 1 西川 文三 2 井阪 武範 3 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎 6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 吉春 9 友田 博文 10 辻林 孝幸 11 福本 敏行 12 仲野 充 13 森 忠清 14 岡田 如弘 [欠席委員] 計（1名） 3 西辻 達佳 [事務局] 計（3名） 森 博紀 岸田忠仁 麓 信也	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について 議案第3号 農用地利用集積等促進計画作成に関する意見聴取について 報告第1号 農地使用貸借権の解約による通知書受理について 報告第2号 農地法第3条の規定による許可申請の取消について 報告第3号 農地法第5条の規定による受理の取消について 報告第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について 報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和8年3月の農業委員会総会を進めさせていただきます。 開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いします。</p>
友田会長	<p>（会長挨拶）</p> <p>それでは、早速ですけれども、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日の委員会に出席されております委員は13名でございます。 欠席の旨、連絡がありました委員は3番西辻委員でございます。 したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
友田会長	<p>それでは、友田会長、議事進行をよろしく願いいたします。 本日の議事録署名人には、8番友田吉春委員、10番辻林孝幸委員の御両名をお願いいたします。 （両委員の承諾あり） それでは、議案書1ページをお願いいたします。 3月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号から報告第6号になっておりま</p>

事務局

すので、よろしくお願いいたします。

議案書2ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転4件に関する申請を別表のとおり定めるものいたします。

議案第1号、1番、三林町の物件について事務局から説明願います。

事務局の岸田でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は三林町で、地目は田1筆、面積は1,543平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から500m、車で2分の距離に位置しております。

譲受人は現在、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は330日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺農地との関係については、「申請地はこれまでも水田として利用されており、権利取得後も水田として利用するため、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います」とのことです。

続きまして、高橋委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、現在は保全管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、1番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、2番、三林町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は三林町で、地目は田2筆、面積は合わせて895平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から14km、車で20分の距離に位置しております。

譲受人は現在、尾井町にある農地を15年以上にわたり耕作しており、農業従事日数は300

日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されているほか、譲渡人から売却後も必要に応じて農機具の貸出しや営農指導を行う旨の申出書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「被害の生じないよう、十分注意いたします。」とのことです。

続きまして、高橋委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、果樹栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で果樹栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、2番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、3番、太町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は太町で、地目は田1筆、面積は575平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から500m、徒歩7分の距離に位置しております。

譲受人は現在、耕運機を保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「作物及び耕作方法については、現在と同様としますので、何ら変更はありません。」とのことです。

続きまして、前川委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、現在は野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

事務局

異議なしということで、議案第1号、3番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、4番、仏並町の物件について事務局から説明願います。

議案書3ページ、4番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は仏並町で、地目は畑1筆、面積は2,093平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から3.7km、車で7分の距離に位置しております。

譲受人は現在、申請地を利用集積にて借り受けてハウスでイチゴ栽培を行っており、農業従事日数は250日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「和泉市仏並町において、約10年前から営農させていただいております。今までと同様に、地域に御迷惑をおかけしないように営農を続けてまいります。」とのことです。

なお、譲受人は、売上高の過半を農業で上げている株式会社であり、議決権の過半を農業関係者が占め、役員の過半が農業に常時従事する構成員になっているため、農地を取得できる農地所有資格法人としての要件を満たしていると考えられます。

続きまして、辻林委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、現在はイチゴ栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地でイチゴ栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第1号、4番については許可することに決定いたします。

次、議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を別表のとおり定めます。

議案第2号、1番、仏並町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は仏並町で、地目は田1筆、面積は1,441平方メートルのうち1,300.89平方メートル、転用目的、申請人、施設物につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

転用の内容は貸し駐車場で、申請者は近隣で自転車部品の製造及び組立てを行っている事業者

からの要望を受け、普通自動車52台を駐車するための駐車場に転用するもので、申請地は整地のみを行い、雨水については傾斜をつけて既存集水ますへ排水を行う計画となっております。

続きまして、地区担当の辻林委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は保安全管理されている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。申請人に電話で確認したところ、申請書の内容に間違いがなく、許可後速やかに登記地目を変更するとのこと。調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、異議なしということで、議案第2号、1番については、許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

続きまして、議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、意見聴取があった農用地利用集積等促進計画14件を別表のとおり定めるものといたします。

議案第3号、1番、小田町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は小田町で、地目は田1筆、面積は955平方メートルでございます。

貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、安栗委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、現在は保安全管理されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第3号、1番については異議なしとして回答いたします。

続きまして、議案第3号、2番、阪本町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は阪本町で、地目は田5筆、面積は合わせて4,579平方メートルでございます。

貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、西川委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、現在は野菜栽培及び保安全管理されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で野菜及び水稲栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、2番については異議なしとして回答いたします。

続きまして、議案第3号、3番、松尾寺町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書7ページ、3番について説明させていただきます。

物件の所在地は松尾寺町で、地目は田2筆、面積は合わせて637平方メートルでございます。

貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、森忠清委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で野菜栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、3番については異議なしとして回答いたします。

続きまして、議案第3号、4番、仏並町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書7ページ、4番について説明させていただきます。

物件の所在地は仏並町で、地目は畑1筆、面積は3,347平方メートルでございます。
貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、辻林委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、現在は保安全管理されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地でイチゴ栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関して意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第3号、4番については異議なしとして回答いたします。

続きまして、議案第3号、5番、久井町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書7ページ、5番について説明させていただきます。

物件の所在地は久井町で、地目は田1筆、面積は231平方メートルでございます。

貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、森光彦委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、現在は保安全管理されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で花卉栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関して意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、5番については異議なしとして回答いたします。

続きまして、議案第3号、6番、7番、8番、浦田町、池田下町の物件につきましては、関連があることから一括で説明願います。

事務局

議案書8ページ、6番から8番について、関連があることから一括して説明させていただきます。

物件の所在地は浦田町及び池田下町で、地目は田18筆、畑1筆、面積は合わせて1万376

平方メートルでございます。

貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、讃岐委員及び山口委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、6番、7番、8番については異議なしとして回答いたします。

事務局

続きまして、議案第3号、9番、松尾寺町の物件について事務局から説明願います。

議案書9ページ、9番について説明させていただきます。

物件の所在地は松尾寺町で、地目は田1筆、面積は925平方メートルでございます。

貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、森忠清委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で野菜栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、9番については異議なしとして回答いたします。

続きまして、議案第3号、10番、坪井町の物件でございますが、申請者から申請の取下げの申出がありましたので、議案第3号、10番の申請を取り下げということで、異議、意見はございませんか。

事務局
友田会長
事務局

すみません、取下げ理由だけ説明させていただいてもよろしいでしょうか。
分かりました。

それでは取下げ理由を簡単に説明させていただきます。

今回、貸人・借人双方で印鑑をついた書類が事務局に回ってきましたが、地区担当の委員さんに調査してもらった結果、3筆の内、1筆が貸し借りの対象外だったということが分かりました。また後日、改めて2筆で申請するため、今回は3筆まとめて一旦取下げをすると伺っております。

説明は以上になります。

友田会長

という説明でございます。

皆さん、御意見ございませんか。よろしいですか。

(異議なしの声)

では、異議なしということで、議案第3号、10番については取り下げることを決定いたします。

続きまして、議案第3号、11番、浦田町、鍛冶屋町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書9ページ、11番についてですが、1点訂正をお願いします。

訂正内容につきましては、借手の住所の「堺」が大阪の「阪」になっていますが、正しくは堺市の「堺」が正しいものになっております。大変失礼しました。訂正のほどよろしく願いいたします。

それでは、11番の内容について説明のほうさせていただきます。

物件の所在地は浦田町及び鍛冶屋町で、地目は田2筆、面積は合わせて1,872平方メートルでございます。

貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、讃岐委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、11番については異議なしとして回答いたします。

続きまして、議案第3号、12番、鍛冶屋町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書9ページ、12番について説明させていただきます。

物件の所在地は鍛冶屋町で、地目は田3筆、面積は合わせて2,102平方メートルでございます。

貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、讃岐委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、借手に意思確認いたしました。借手は申請地で水稻栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、12番については異議なしとして回答いたします。

続きまして、議案第3号、13番、桑原町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書9ページ、13番について説明させていただきます。

物件の所在地は桑原町で、地目は田1筆、面積は882平方メートルでございます。

貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、安栗委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、現在は保安全管理されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で水稻栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、13番については異議なしとして回答いたします。

続きまして、議案第3号、14番、上代町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書9ページ、14番について説明させていただきます。

物件の所在地は上代町で、地目は田1筆、面積は1,229平方メートルでございます。
貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、前川委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、現在は野菜栽培されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で野菜栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、14番については異議なしとして回答いたします。

それでは、次に、報告案件に移ります。

議案書10ページをお願いいたします。

報告第1号、農地使用貸借権の解約による通知書受理について、農地使用貸借権の解約2件に関する通知を別表のとおり確認したので報告いたします。

議案書11ページを御参照ください。

続きまして、議案書12ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第3条の規定による許可申請の取消について、農地法第3条の規定による届出の許可申請の取消届1件を別表のとおり受理したので報告いたします。

議案書13ページを御参照ください。

続きまして、議案書14ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第5条の規定による受理の取消について、農地法第5条の規定による取消届1件を別表のとおり受理したので報告いたします。

議案書15ページを御参照ください。

続きまして、16ページをお願いいたします。

報告第4号、納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について、別表のとおり確認いたしましたので報告いたします。

議案書17ページを御参照ください。

続きまして、議案書18ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用3件を専決により受理したので報告いたします。

議案書19ページを御参照ください。

続きまして、議案書20ページをお願いいたします。

報告第6号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転5件を専決により受理しましたので報告いたします。

21ページを御参照ください。

以上をもちまして、本日の審議は全て終了いたしました。

これで、農業委員会総会を終了させていただきます。

本日は大変お忙しい中、ありがとうございました。

閉会時間 15時 15分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員